

HP ヒューマン・プライム通信

社会保険労務士法人ヒューマン・プライム
株式会社ヒューマン・プライム
東京都中央区日本橋人形町1-18-9
ATビル5F 〒103-0013
TEL.03-5695-7700 FAX.03-5623-2052
MAIL. info@humanprime.co.jp

人事や労務の相談から監査まで、企業の立場に立ってアドバイスをする独立系人事・労務コンサルティング会社

高年齢雇用継続給付の縮小

2020年8月12日付のHP通信No.290号では、令和3年4月1日から70歳までの高年齢者就業確保措置が努力義務化されることについて解説いたしました。その中では、令和4年4月1日よりの厚生年金制度の改正(①60歳~64歳の在職老齢年金制度の支給停止基準額の引上げ、②65歳以上を対象にした在職定時改定の導入)についても触れました。

今後、高年齢者関連ではこれらの改正以降にも雇用保険の高年齢雇用継続給付の縮小が予定されておりますので、今回はこの法改正について解説いたします。

◎高年齢雇用継続給付について

① 高年齢雇用継続給付の種類

「高年齢雇用継続基本給付金」と「高年齢再就職給付金」の2種類があります。

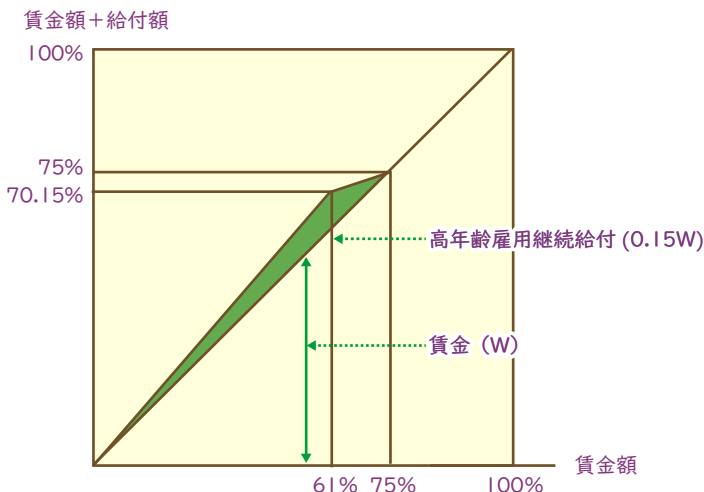
受給要件、受給期間等に違いがありますが、対象者に対する給付額は基本的に同一です。

② 支給対象

被保険者であった期間が5年以上の60歳以上65歳未満の労働者の賃金が、60歳時点等の賃金額の75%未満となったとき

③ 給付期間

65歳に達するまでの期間



【高年齢雇用継続給付のイメージ】

◎見直しの施行時期および内容

① 見直しの施行時期

・令和7年4月1日より施行されます。

※「65歳未満の継続雇用制度の経過措置終了」とリンクして定められました。

現在、会社に対して「65歳までの希望者全員継続雇用」を義務づけられていますが、経過措置として、対象者の生年月日によっては所定の手続きによって65歳より前までの雇用が認められていますが、令和7年3月31日での経過措置は終了となります。



② 見直しの内容

・給付率が下がります。

①賃金の低下率が64%未満(改正前61%未満)の場合、給付額は60歳以後の各月の賃金に給付率10%(改正前15%)を乗じた額

②賃金の低下率が64%(改正前61%)以上75%未満の場合「10%(改正前15%)から一定割合で逡減する率(低下率が大きいほど大きくなります)」を乗じた額

※上記内容で見直し後は、改正の状況も見つつ、さらに検討を行うとされています。



高年齢雇用継続給付は65歳までの雇用継続援助、促進を目的として平成6年に創設されました。しかしながら、令和7年4月1日よりすべての会社で「65歳までの希望者全員継続雇用」を義務づけられることによって雇用継続援助、促進の目的の意味が薄れていくものとなり、縮小の方向になったと思われます。今後の高年齢雇用継続給付が有り方について見守っていきたいと思います。

ご不明な点がございましたら、ヒューマン・プライムまでお問い合わせください。TEL.03-5695-7700